

○厚生労働省告示第三百四十九号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第1の1中(187)を(188)とし、(165)から(186)までを(166)から(187)までとし、(164)の次に次のように加える。

(165) 不活化ポリオワクチン（ソーワクチン）